

【新設】(内部取引に係る勘定科目の意義)

20-5-16 令第187条第3項各号《保険会社の投資資産及び投資収益》の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額は、税務計算上の金額によることに留意する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、恒久的施設を有する外国法人の各事業年度の所得に対する法人税の課税標準の一つとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が規定された(法141-イ)。

この恒久的施設帰属所得に係る所得の金額は、恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除した金額とされ、その具体的な計算については、別段の定めがあるものを除き、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算規定(一部の規定を除く。)に準じて計算することとされている(法142①②)。

- 2 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する別段の定めの一つとして、外国保険会社等については、各事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額が、その外国法人の投資資産の額のうちその恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に満たない場合、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として計算した金額は、その事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入することとする規定が設けられている(法142の3①)。

この規定は、その事業年度終了の時における恒久的施設に係る資産の帳簿価額(恒久的施設とその本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。)が、その事業年度終了の時におけるその恒久的施設に係る負債の帳簿価額(恒久的施設とその本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。)及び純資産の額(保険業法第190条《供託》の供託金の額、その外国法人の資本に相当する額に対応する資産のうち国内に持ち込んだものの額及び恒久的施設とその本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。)の合計額を超える場合には適用がないこととされている(法142の3②三、法令187③)。

- 3 ところで、この場合の資産の帳簿価額、負債の帳簿価額及び純資産の額は、内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除いた金額とされているが、この内部取引に係る勘定科目に計上されている金額とは、税務計算上の金額によるのか、それとも会計帳簿に記載された金額によるのか疑義が生じる。

この点、法人税法施行令第187条第3項第1号《保険会社の投資資産及び投資収益》に掲げる資産の帳簿価額、同項第2号に掲げる負債の帳簿価額及び同項第3号に掲げる純資産の額は税務計算上の金額であることから、これらの金額から除くこととされている内部取引に係る勘定科目に計上されている金額も税務計算上の金額によることとなる。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。